

# 業 務 委 員 会

平成 1 5 年 9 月 1 9 日  
株式会社 証券保管振替機構

## 議 題

- 1 . 株券等保管振替制度における損失補填制度の整備に関する要綱案について
- 2 . 小委員会における審議状況等について

以 上

## 株券等保管振替制度における損失補填制度の整備に関する要綱案

### ．改正の趣旨

現行の株券等の保管振替制度における損失補填制度につき、当機構の預託株券に不足が発生した場合、その原因が参加者にある場合は、まず、当該有責参加者による損失補填が行われることになっているが、当該有責参加者が倒産するなど、当該有責参加者による損失補填が完全になされなかった場合又は不可抗力等の参加者にも責任がない場合には、当機構及び顧客口座簿を有する参加者が無過失連帯責任により損失補填を行うことになっている（保振法第25条、業務規程第63条等）。

しかし、具体的な連帯補填方法が整備されておらず、また、次の国会に株券不発行制度創設の法案提出・審議が予定されており、株券不発行制度の下では、現在の社債等振替法と同様な損失補填制度の構築が検討されているため、具体的な連帯補填方法を整備しておくことが望ましいと考えられ、その損失補填方法等につき取扱いを定めることとする。

### ．改正の概要

項目	概要	備考
1．保険金について (業務規程第63条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により補填をする（現行どおり）。</li> <li>・ 保険金は、増額することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで保険金等により補填を行った事例はない。</li> <li>・ みなし預託（保振法第16条第4項）についても、保険金等による損失補填の対象とする。</li> </ul>
2．取締役会が定める限度額の定め等について (業務規程第63条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役会の定める限度額は、預託株券の不足が発生した日（以下「事故発生日」という。）の属する事業年度の直前事業年度の末日における純資産額（直前事業年度に関する定時総会において定めた利益処分又は損失処理後の額とする。）から資本金及び法定準備金の総額を差し引いた額とし、その限度額のうち、その都度、取締役会が定める額により補填することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該補填額のうち前期繰越利益を除いた金額については、事故発生日の属する事業年度に関する定時総会において別途積立金の取り崩しを行う。</li> </ul>
3．顧客口座簿を有する参加者の連帯補填について (業務規程第64条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預託株券の不足が発生し、有責参加者及び当機構による損失補填によってもなお補填すべき損失がある場合は、顧客口座簿を有する参加者による損失補填が行われることになるため、当該顧客口座簿を有する参加者全員により一律の負担をする第一次損失分担ルールをまず設け、次に、応益負担による第二次損失分担ルールを設けることとする。</li> <li>・ 第一次損失分担ルール適用後、第二次損失分担ルールを適用する前に、取締役会の事前</li> </ul>	

<p>(1) 第一次損失分担ルール</p>	<p>の承認を得て、顧客口座簿を有する参加者が一定の金銭（以下「離脱拠出金」という。）を支払うことにより保管振替制度から離脱できる離脱選択権制度を設けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生日に顧客口座簿を有する参加者は、有責参加者及び当機構による損失補填によってもなお補填すべき損失（以下「参加者連帯補填額」という。）がある場合には、一定額を当機構に支払うものとする。このルールは、顧客口座簿を有する参加者が事故発生に係る有価証券を取り扱っていない場合にも適用する。</li> <li>・ 一定額は、参加者連帯補填額を顧客口座簿を有する参加者数で除して得た額とし、200万円を上限とする。このルールにより損失補填が完了する場合には、離脱選択権及び第二次損失分担ルールは適用しない。</li> <li>・ 当機構は、当該金銭を損失補填に充当するものとする。</li> </ul>	
<p>(2) 第二次損失分担ルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次損失分担ルール及び次に定める離脱拠出金の充当によってもなお補填すべき損失がある場合には、顧客口座簿を有する参加者は、当機構が取り扱う有価証券ごとに、当機構に対し、次に定める計算式により得られる金額を支払うものとする。</li> </ul> <p>(計算式)</p> $\{ \text{参加者連帯補填額} - (\text{第一次損失分担ルールにより拠出される総額} + \text{離脱拠出金の総額}) \} \times \text{平均個別預託残高(注)} / \text{平均個別預託残高の合計額}$ <p>(注)「平均個別預託残高」とは、顧客口座簿を有する参加者につき、事故発生日から遡って直近1年間の預託残高の合計を当該期間の当機構の営業日数(参加者口座開設後1年を経過していない参加者は、当該参加者口座開設日から事故発生日までの間の当機構の営業日数)で除して得た数をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機構は、当該金銭を損失補填に充当するものとする。</li> </ul>	
<p>(3) 離脱選択権制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次損失分担ルールによってもなお、補填すべき損失がある場合には、顧客口座簿を有する参加者は、第二次損失分担ルールが適用される前に、取締役会の事前の承認を得ることによって、次に定める計算式によって得られる離脱拠出金を当機構に支払うことにより、保管振替制度から離脱すること(参加者口座の廃止)ができるものとする。</li> </ul> <p>(計算式)</p> $\text{当機構の責任で支払った金額の総額(注)} \times 2 \div \text{顧客口座簿を有する参加者数}$ <p>(注)「当機構の責任で支払った金額の総額」とは、損害保険契約の免責金額、損害保険契約の保険金及び取締役会が定める額の合計額をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離脱選択権の行使の申し出は、機構が定める日までに行うものとする。</li> <li>・ 機構は、離脱選択権の行使の申し出を行った参加者名を、機構が定める日までには公開しない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役会は、保管振替業の継続・運営に著しい支障をきたすおそれがあると認めるときは、離脱選択権の行使を認めないことができる。</li> <li>・ 当機構は、当該離脱拠出金を損失補填に充当するものとする。</li> <li>・ 当機構は、当該事故発生日から 5 年間、離脱選択権を行使した参加者については、その参加者口座の開設を認めないこととする。また、当該事故発生日から 5 年を過ぎても損失補填が完全に終了していない場合には、それが完全に終了するまでは、当該参加者に係る参加者口座の開設を認めないこととする。</li> </ul>	
4．求償権について (業務規程第 65 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当機構及び顧客口座簿を有する参加者は、預託株券の不足による損失補填を行った場合において、その不足の責めに任ずべき者に対して求償するものとする(現行どおり)。ただし、離脱選択権を行使した参加者は、その補填額に係る求償権を放棄するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保振法第 25 条第 1 項ただし書参照</li> </ul>
5．連帯補填の責任期間について (業務規程第 64 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故発生日に顧客口座簿を有する参加者であった者は、参加者でなくなった後も 5 年を経過するまでの間、連帯補填の責任を負う(現行どおり)。この場合において、当該参加者には、第一次損失分担ルール及び第二次損失分担ルールを適用し、別途、離脱選択権に相当する権利を認めることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保振法第 25 条第 2 項参照</li> </ul>
6．株券以外の当機構が取り扱う有価証券への適用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券以外の当機構が取り扱う有価証券(新株予約権付社債券・投資証券・優先出資証券・受益証券)の不足が発生した場合は、株券の場合に準じて、第一次損失分担ルール及び第二次損失分担ルール並びに離脱選択権制度を適用する。</li> <li>・ 第二次損失分担ルールにおける平均個別預託残高は、当該不足が発生した有価証券に限って算定するものとし、当該有価証券の事故発生日から遡って直近 1 年間の預託残高(新株予約権付社債券の場合は預託券面の総額)の合計を当該期間の当機構の営業日数(参加者口座開設後 1 年を経過していない参加者は、当該参加者口座開設日から事故発生日までの間の当機構の営業日数)で除して得た数(新株予約権付社債券の場合は、金額)とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不足が発生していない他の有価証券の預託残高は算定対象としない。</li> </ul>
7．その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用語の整理等、その他所要の改正を行う。</li> </ul>	

・ 施行日

平成 15 年 12 月 1 日から施行し、同日を事故発生日とする損失補填から適用する。

以 上

## 小委員会における審議状況について

### 1. CP小委員会

短期社債振替システムの改善事項について検討を行うため、CP小委員会を再開した。なお、委員会社に変更があり、新委員会社は次のとおりである。

ゴールドマン・サックス証券会社、第一生命保険相互会社、三菱商事株式会社、UFJ信託銀行株式会社  
(五十音順)

### 2. 一般債小委員会

一般債振替システムの開発に当たり、システム処理概要作成に向けて実務処理の詳細検討をするため、一般債小委員会を再開した。

なお、委員会社について変更があり、第一生命保険相互会社が委員会社となった。

以上

## 所有者別保管振替制度の利用状況等に関する名義書換代理人へのアンケート集計結果

## 1. 所有者別の株主総数及び所有株式数

項目	株主総数（人）			所有株式総数（百万株）			
	所有者の属性	うち実質株主数	比率	発行済株式数に占める割合	うち実質株主分	比率	
(1) 政府・地方公共団体	2,714	237	8.7%	454 ( 0.1% )	9	2.0%	
(2) 金融機関	146,647	124,507	84.9%	129,101 ( 37.3% )	99,376	77.0%	
a 長銀・都銀・地銀	25,939	10,560	40.7%	31,427 ( 9.1% )	13,096	41.7%	
b 信託銀行	71,880	70,610	98.2%	60,997 ( 17.6% )	59,365	97.3%	
c 生命保険会社	23,266	22,475	96.6%	23,490 ( 6.8% )	18,179	77.4%	
d 損害保険会社	7,631	6,592	86.4%	10,463 ( 3.0% )	6,780	64.8%	
e その他の金融機関	17,931	14,270	79.6%	2,723 ( 0.8% )	1,953	71.7%	
(3) 証券会社	66,351	52,156	78.6%	3,422 ( 1.0% )	3,142	91.8%	
(4) 事業法人・その他の法人	1,061,203	319,350	30.1%	74,544 ( 21.6% )	18,903	25.4%	
(5) 外国人	184,263	169,386	91.9%	39,048 ( 11.3% )	31,804	81.4%	
(6) 個人・その他	42,378,646	22,999,956	54.3%	99,139 ( 28.7% )	55,310	55.8%	
合計	43,839,824	23,665,592	54.0%	345,709 ( 100.0% )	208,545	60.3%	

対象会社数 3,624 社

A

## 2. 不所持制度を利用している株主総数及び不所持株式総数（機構分を除く）

不所持制度を利用している株主総数	66,807 人
不所持株式総数	22,735 百万株
対象会社数	<u>3,640</u> 社
不所持比率	<u>6.6</u> % ( B ÷ A × 100 )

B

(参考) 平成15年3月末現在の機構取扱会社数 3,626社  
 同 発行済株式数 346,924百万株  
 同 預託残高(預託率) 203,182百万株(58.6%)

- 株式数については、100万株未満を切り捨て
- 平成15年3月末現在の内国公開会社を対象としているが、最終決算期末現在ごとの集計であることや、名義書換代理人のシステム上の都合により平成15年6月末等を基準にしているケースがみられることなどから、必ずしも平成15年3月末現在の発行済株式総数や機構の預託残高と一致していない。